

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【6】
2. 日時：令和5年10月11日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、小野安全審査官※、
中原安全審査官※、宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員
実用炉監視部門
浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他8名

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー 他21名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他2名※

東北電力株式会社

原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他4名※

中部電力ホールディングス株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ副長

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他2名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他3名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び10月11日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料(先行BWRプラントとの比較表)】

- 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の運転上の制限における「原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと」の具体的確認内容を説明すること。また、「過圧」の定義を説明すること。
- 大量送水車等の、名称が同一である機器が複数配置されるものについて、それら個々の機器の役割及び配置を整理し説明すること。また、それら個々の機器の識別に係る管理方法を含め保安規定の運用上、支障がないことを説明すること。
- 重大事故等収束のための水源の要求される措置として「サプレッションチェンバを水源とした非常用炉心冷却系3系列を起動し」とあるが、炉型が同じ女川2号機では「低圧注水系3系列」としている。これらの差異を含め対象の設備を整理し説明すること。
- 燃料補給設備の運転上の制限に、軽油タンクレベル等が「所要値であること。」とあるが、この所要値について、設工認の設定値根拠との整合性を同様のタンク類も含めて詳細に説明すること。
- 燃料補給設備の運転上の制限について、タンクローリについては「必要なホースを含む。」とあるが、ホース以外の運転上の制限に記載すべき設備を整理し説明すること。
- 大量送水車の運転上の制限の対象としていないホース展張車や送水ヘッドについて、有効性評価のタイムチャートに影響を与えるものを確認し、保安規定上の扱いを説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 島根原子力発電所新規規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表